

令和 2 年 6 月 1 5 日

尾道市公立大学法人評価委員会 様

尾道市長 平谷 祐宏

公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等の支給基準について

このことについて、公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等について支給基準の変更があり、地方独立行政法人法第 5 6 条第 1 項の規定により準用される同法第 4 8 条第 2 項に基づき届出がありましたので、同法第 4 9 条第 1 項の規定により、通知します。

<変更事項>

役員報酬（理事長及び理事）の期末手当支給に係る支給月数について、1 2 月支給分を引き上げる。

また、令和 2 年度以降について、支給月数を均等にする。

期末手当

改定前	1 2 月支給	給料月額× <u>2.225</u>
改定後	1 2 月支給	給料月額× <u>2.275</u>

期末手当（令和 2 年 4 月 1 日以降）

改定前	6 月支給	給料月額× <u>2.225</u>
	1 2 月支給	給料月額× <u>2.275</u>
改定後	6 月支給	給料月額× <u>2.25</u>
	1 2 月支給	給料月額× <u>2.25</u>

<変更理由>

人事院勧告を受けて、理事長及び理事の期末手当支給に係る支給月数の改定を行った。